

法律相談

弁護士

原田 弘 先生

近隣迷惑と借地契約の解除 著しい背任行為により 信頼関係が破壊されたときは

Q 質問

私はAさんに倉庫の敷地にするため土地を貸しました。ところが

の滥用にわたる場合は、これを許さないとしておりますので、借他人もこうした制約から免れることはできません。

Aさんは朝早くから深夜まで荷物の出し入れのためトラックを出入させたり、倉庫の品物が悪臭を放つたりで、近隣住民から私に何度も抗議がありました。Aさんには再三注意したのですが聞き入れてくれません。こんな場合借地契約を解除できるでしょうか。

こうした制約があるにも拘らずに契約を解除できるものではありません。

A 回答

契約で定めた賃借人の義務は、主として土地を使用する対価として

賃料を支払うことであり、賃貸人の義務は完全な状態で賃借物を使用させるというものであります。但し、賃料さえ払えばどのようにでも自由に使用収益できるかと言いますと、そこにはおのずから制約があります。民法は第1条で、私権は、公共の福祉に適合しなければならない。2項で、権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならぬ。3項で、権利の濫用は、これを許さない。としてあります。このように、私権であっても、公共の福祉や信義誠実の原則に従つて行使することを求め、それが権利

契約で定めた賃借人の義務は、主として土地を使用する対価として賃料を支払うことであり、賃貸人の義務は完全な状態で賃借物を使用させるというものであります。但し、賃料さえ払えばどのようにでも自由に使用収益できるかと言いますと、そこにはおのずから制約があります。民法は第1条で、私権は、公共の福祉に適合しなければならぬ。2項で、権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならぬ。3項で、権利の濫用は、これを許さない。としてあります。このように、私権であっても、公共の福

祉や信義誠実の原則に従つて行使することを求め、それが権利の濫用であるとされる場合、深夜の騒音や悪臭のため近隣住民からAさんに對し、使用差止の仮処分の申請が出て、貴方も債務者として訴えられる等の事情があるような場合、これら反社会的な行為を止めようとする権告して、それでも効果がないようなときは契約解除も可能となるものと考えます。